労働能力欠如型

**注意書**（書式24、26求める能力に達しないことを労使で共有＝共通認識）

能力の改善なし

合意退職（書式16~18）

退職勧奨

能力の改善なし

普通解雇（書式19、20参照）

＊　退職勧奨、合意退職の場合、ハローワークの離職理由が解雇となり助成金等の受給が出来なくなる可能性があります。また、解雇を行う場合は、客観的で合理的理由、社会的相当性等が厳格に判断されるので、相当な注意、慎重な対応が必要です。

**指導書**（書式23、25求める能力に達しないことを労使で共有＝共通認識）、その他の指導書として21、22）

能力の改善なし

**口頭指導**（ただし、業務報告作成。書式10）